



津地区

合併協議会だより 第18号

平成16年10月1日 ●津地区合併協議会 ● ☎059 (229) 3450 ● FAX059 (229) 3451



合併期日について議論が交わされる（津市センターパレスホール）

合併期日を協議、再検討へ

第28回協議会で継続協議となっていた合併の期日については、第29回協議会で、提案どおり平成17年4月1日とすることが確認されましたが、久居市議会から再度案件を持ち帰り協議したいとの発言があり、確認を保留したことから、その協議結果を待つことになりました。

久居市議会での協議結果は提案内容に反対であり、期日の延長を求めるものであったことから、第30回協議会を開催し、あらためて協議が行われました。

その結果、それぞれの市町村で、合併の期日について再検討をし、再度協議会で協議することになりました。

目 次

1 合併期日を協議、再検討へ

4

↳ 新市まちづくり計画の概要

2 第28回津地区合併協議会での議事

9

↳ 第29回津地区合併協議会での議事

3 第30回津地区合併協議会での議事

10 お便りのご紹介

11 合併協定項目
市町村合併についてご意見・
ご要望をお寄せください

12 最近の動き
協議会の開催予定
構成市町村の人口

第28回津地区合併協議会での議事

7月5日、津市センターパレスホールで第28回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項は、合併の期日、また、継続協議となっている一般職の職員の身分の取扱いや新市建設計画などを協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①合併の期日について	①継続協議
②一般職の職員の身分の取扱いについて	②継続協議
③各種事務事業の取扱いについて（その他その3）	③原案確認
④新市建設計画について	④原案確認



協議の状況を見守る多数の傍聴者



合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とすることが提案され、さまざまな意見が出されましたが、協議の結果、引き続き継続して協議することになりました。



一般職の職員の身分の取扱い

第26回協議会で継続協議になっていた一般職の職員の身分の取扱いは、協議会での意見などを踏まえて、次のとおり修正案が提案されましたが、

協議の結果、引き続き継続して協議することになりました。

<修正案>

一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとする。

職員数は、新市で速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の任免、給与その他の取扱いは、地方公務員法に照らしながら統一を図るものとする。

職員の給料は、新市で財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図るものとする。

(▲は減)

職員の状況

	職員数 (人)	平均年齢 (歳月)	1人当たり給 料月額(円)
津 市	1,644	43.10	352,600
久 居 市	372	41.09	343,200
河 芸 町	160	42.04	299,200
芸 濃 町	114	40.10	280,100
美 里 村	76	42.01	292,500
安 濃 町	127	42.05	288,000
香良洲町	79	41.07	292,300
一 志 町	158	38.09	300,400
白 山 町	161	42.06	320,900
美 杉 村	125	41.08	306,400
合 計	3,016	42.02	333,700

※平成15年4月1日現在。平均年齢、1人当たり給料月額は平成15年4月地方公務員給与実態調査。



各種事務事業の取扱い (その他その3)

【ケーブルテレビ事業に係る施設・設備に関すること】

第27回協議会で継続協議になっていたケーブルテレビ事業に係る施設・設備に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

一志町、白山町、美杉村の既設のケーブルテレビ伝送路と関連施設（ただ

ラスパイルス指数の状況(平成15年4月1日現在)

	平成14年	平成15年	対前年比
津 市	100.3	99.8	▲0.5
久居市	101.0	101.1	0.1
河芸町	93.9	93.7	▲0.2
芸濃町	92.8	92.7	▲0.1
美里村	93.2	94.4	1.2
安濃町	94.7	92.2	▲2.5
香良洲町	91.7	93.4	1.7
一志町	97.1	96.3	▲0.8
白山町	97.3	97.1	▲0.2
美杉村	98.2	98.7	0.5
構成市町村平均	96.0	95.9	▲0.1
県内市町村平均	97.6	97.1	▲0.5
全国市町村平均	100.6	100.1	▲0.5

※ラスパイルス指数…国家公務員の給与水準を100としたときの地方公共団体の給与水準の指数。

し、行政財産に併設されたスタジオ設備などは除く）は、ケーブルテレビ事業の効率的な管理・運用を図るため、(株)ZTVと協議をし、合併までに同社へ無償貸付の手続きを行い、アナログ放送停止予定時期の平成23年7月には譲渡条件を整えて同社へ譲渡します。

また、無償貸付に伴うケーブルテレビ利用料などの住民負担は、アナログ放送停止予定時期までは、原則

として一志町の例により調整をします。

ただし、それ以降は新市において(株)ZTVと協議を行い定めます。

なお、無償貸付後もアナログ放送停止時期までは、原則として音声告知放送システムなどの既設システムや提供中のケーブルテレビ番組を含む、現行の放送や通信内容が維持できるように、新市で事業の継続、運用に努めます。



新市建設計画

新市建設計画は、新市まちづくり計画に定めるとおりとします。

なお、新市において具体的に事業を実施するに当たっては、合併前のそれぞれの市町村の総合計画などに位置付けられていた事業などは尊重されるものとするのが合併協定項目として確認されました。

第29回津地区合併協議会での議事

8月2日、津市センターパレスホールで第29回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項では、継続協議中の一般職の職員の身分の取扱いと合併の期日を協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①一般職の職員の身分の取扱いについて	①原案確認
②合併の期日について	②原案確認

※久居市議会は確認を保留。



一般職の職員の身分の取扱い

第26回協議会から継続協議となっていた一般職の職員の身分の取扱いは、次のとおり確認されました。

一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職

員としての身分を保有するものとする。

職員数は、新市で速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の任免、給与その他の取扱いは、地方公務員法に照らしながら統一を図るものとする。

職員の給料は、新市で財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図るものとする。



合併の期日

第28回協議会で継続協議となっていた合併の期日は、平成17年4月1日とすることが確認されました。（ただし、久居市議会は確認を保留。）



第30回津地区合併協議会での議事

8月31日、津市センターパレスホールで第30回津地区合併協議会が開催され、合併の期日について協議をしました。

協議の結果は次のとおりです。



合併の期日

合併の期日については、冒頭に前回の協議会以降の経過が報告され、あらためて協議が行われました。

久居市議会からは、1年の期日延長、また、一志町議会からは半年から1年の期日の延長を求める発言がありました。

白山町議会からは、期日の延長を住民に納得してもらう理由が見当たらない、また、安濃町議会や3号委員などからは、現在の枠組みを壊さないためにも妥協点を見出し、再検討が必要である、住民が政治不信を抱くことのないような良い結論を

出すべきであるなどの意見、要望がありました。

その結果、現在の枠組みを壊すことなく、10市町村の合併を成立させることが最善であるとの意見が多数を占めました。

このことから、それぞれの市町村で合併の期日について再検討をお願いし、その検討結果を持ち寄って次回協議会で再度協議することになりました。

新市まちづくり計画の概要

新市まちづくり計画は、昨年から市町村での住民説明会や住民意見交換会、また、新市建設計画策定懇話会で頂いた意見を反映し、協議会で協議を重ねてきま

したが、第28回協議会で合併協定項目としてすべての内容が確認されました。
その概要についてご紹介します。



新市まちづくり計画とは

◆計画策定の趣旨

新市まちづくり計画とは、合併特例法に基づいて合併協議会で作成することが定められている市町村建設計画です。

新市のまちづくりの基本方向を示すことで、住民のみなさんに新市の将来ビジョンを提供します。

◆計画の策定方針

新市の一体性の速やかな確立、地域特性を生かした均衡ある発展や住民福祉の向上を図ることを目指し、合併市町村の総合計画やマスタープランなどを新市のまちづくりの観点から整理、検討し、「まちづくり基本構想」の基本的な考え方も勘案して策定します。

◆計画の構成

新市まちづくりの基本方針、新市の施策、公共的施設の統合整備と適

正配置、財政計画などで構成します。

◆計画の期間

計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

基本理念と新市の将来像

新市では、次の4つの基本理念のもとに、自律した都市としてのまちづくりを進めていきます。

◆基本理念

1. 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

新市が持っている多くの自然環境と都市機能を最大限に生かし、環境と共生した暮らしやすい都市の実現を目指します。

2. 活力のある多様性を持った交流都市の実現

交流拠点、産業基盤の整備など、都市機能の一層の集積に努めるとともに、圏域内外を結ぶ交通・情報ネッ

トワークの形成により、活力ある多様性を持った交流都市としての発展を目指します。

3. 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

多様な活動が連携することにより、活動そのものの豊かさの向上と更なる文化の醸成に努めるとともに、市民交流の促進や、新しい時代を担う人づくりに努めるなど、市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現を目指します。

4. 安全で安心して暮らせる都市の実現

安全な暮らしを支えるための諸施策の展開とともに、だれもが健康で心豊かに過ごせる住み良い福祉環境づくりを進め、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指します。

◆新市の将来像

以上の4つの基本理念に基づき、新市の目指すべき将来像を「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」と定めます。

施策体系図

新市の将来像を実現するため、4つの基本理念に基づいて、次の体系のもと、まちづくりを推進します。

新市の将来像

環境と共生し、心豊かで元氣あふれる美しい京都



基本理念

環境と共生した暮らしやすい都市の実現

活力のある多様性を持った交流都市の実現

市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

安全で安心して暮らせる都市の実現

基本政策・新市の施策

①生活基盤の整備

- 生活排水、雨水排水対策の推進
- 上水道、簡易水道の整備
- 生活道路の整備
- 環境衛生対策の充実

②循環型社会の形成

- 環境負荷の少ないエネルギー利用
- 資源の循環型利用の推進
- 廃棄物などの適正な処理

③次世代に残す自然環境の保全

- 環境保全対策の推進
- 多様な自然環境の保全

④快適な生活空間の形成

- 既成市街地の整備
- 美しい都市空間の創造
- 公園や緑化などの整備
- 住環境の整備

①交流機能の向上

- 中心市街地や新市街地の整備
- 道路ネットワークの整備
- 港湾の整備
- 情報化の推進
- 公共交通の充実

②自立的な地域経済の振興

- 産業振興拠点の形成
- 農林水産業の振興
- 工業の振興
- 商業の振興
- 観光、レクリエーションの振興
- 雇用機会の創出
- 勤労者福祉の向上

①生きる力を育む教育の推進

- 学校教育の総合的推進
- 教育環境の充実

②高等教育機関との連携・充実

- 高等教育機関との連携
- 三重短期大学の充実

③生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

- 生涯学習スポーツの推進
- 生涯学習スポーツ環境などの充実
- 青少年の健全育成
- 文化、芸術活動の充実
- 歴史的資源の保存

④市民活動の促進

- 地域コミュニティやボランティア、NPO活動の推進
- 市民交流の推進
- 都市間交流、国際交流の推進
- 男女共同参画の推進

⑤人権尊重社会の形成

- 人権施策の推進

①安全なまちづくりの推進

- 治山、治水対策の推進
- 災害に強い都市構造の形成
- 消防、救急、救助体制の充実
- 地域防災体制の強化
- 交通安全対策の推進
- 防犯対策の推進
- 消費者の保護

②生涯を通しての健康づくりの推進

- 健康づくりの推進
- 地域医療体制の充実

③地域福祉社会の形成

- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 児童福祉の充実
- 母子・寡婦・父子福祉の充実
- 社会保障の充実

④ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー*化の推進

※ユニバーサルデザイン…年齢や障害の有無に関わらず、最初から出来る限り多くの人が利用可能なように製品や建物をデザインすること。

※バリアフリー…段差の除去など日常生活をする上で妨げとなる障壁を除去すること、また、社会的、制度的、心理的な障壁の除去。

基本政策

新市の将来像を実現するために、基本理念に基づき、次の基本政策のもと、まちづくりを推進します。

◆環境と共生した暮らしやすい都市の実現

○生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活を実現するためには、その暮らしを支える生活基盤の整備が重要な課題であり、恵まれた環境を最大限に生かしながら、下水道や上水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

○循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの取り組みをはじめ、廃棄物の適正な処理、さらには新エネルギーの利用など資源循環利用を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。



○次世代に残す自然環境の保全

環境行動の推進や環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、美しい都市を次世代へ継承していきます。

○快適な生活空間の形成

潤いのある緑化・親水空間の整備や市民の価値観に応じた定住環境の整備、地域の特性を生かした都市景観の創出など、快適な生活空間の形成に努めます。



◆活力のある多様性を持った交流都市の実現

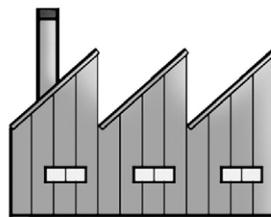
○交流機能の向上

都心の再生や新たな広域交流拠点の形成に努めるとともに、交通・情報ネットワークの構築により、交流機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図ります。

○自立的な地域経済の振興

産業経済活動の拠点性を高め、先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化を図るなど、就業の場の確保に努めます。

また、商業や観光産業の振興を図るほか、農林水産業については、地域の特性を生かした振興策を講じることにより、自立的な地域経済の振興を図ります。



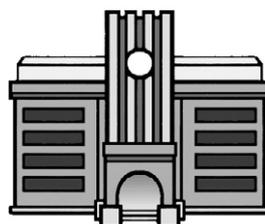
◆市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

○生きる力を育む教育の推進

将来の郷土を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の推進に努めながら、学校や家庭、地域での子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、生きる力を育む教育を推進します。

○高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を生かした人材の育成や知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携、充実を図ります。



○生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じ

て、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資源の保存に努めるなど、地域固有の歴史・文化の振興を図ります。

○市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな都市の活力と魅力の創出を目指し、NPOや市民団体のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流に至るまでのさまざまな市民活動の促進を図ります。

○人権尊重社会の形成

市民のだれもが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、互いを尊重し合える社会の形成を目指します。



◆安全で安心して暮らせる都市の実現

○安全なまちづくりの推進

山林の整備、河川、海岸の整備改修など、地域の特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防、救急、救助体制や自主防災体制を充実するとともに、交通安全対策や防災活動の展開に努めるなど、安全なまちづくりを推進します。

○生涯を通しての健康づくりの推進

保健予防体制や地域医療体制の充実など、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、生涯を通しての健康づくりを推進します。

○地域福祉社会の形成

地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障害者、児童福祉などの推進に努めるなど、市民が共に生き、支え合いながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けた取り組みを進めます。

○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての市民が社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの浸透を図るとともに、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

新市の施策（主な事業）

4つの基本理念に基づく、新市の施策の主な事業は次のとおりです。

◆環境と共生した暮らしやすい都市の実現

- 公共下水道の整備
- 農業集落排水の整備
- 合併処理浄化槽設置事業の促進
- 上水道・簡易水道の整備
- 水道老朽管更新事業の推進
- 生活道路新設・改良事業の推進
- 斎場の整備検討
- 風力発電など新エネルギー利用の推進
- 資源の再利用、リサイクルの推進
- ごみ最終処分場建設の推進
- し尿処理場の整備
- 環境イベントの開催
- 水源かん養事業の推進
- 津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区市街地再開発事業の推進
- 久居駅周辺整備事業の推進
- 地域歴史資源の保存と活用
- 公園緑地整備事業の推進
- 良質な民間賃貸住宅の建設促進

◆市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

- 小中学校施設の整備（大規模改修、耐震補強、老朽化施設の建替え事業）
- 給食センターの整備の検討
- 高等教育機関と地域との連携事業の実施
- 三重短期大学の教育環境の充実
- 総合型地域文化スポーツクラブの育成
- 総合的な健康スポーツ施設の整備の検討
- 生涯学習スポーツ施設の整備
- 文化施設の整備
- 歴史資料館整備の検討
- 地域伝統文化の保存、伝承
- コミュニティ施設の整備
- 市民まつりなどの開催
- 男女共同参画の啓発活動の推進
- 人権啓発活動の推進
- 人権教育の推進

◆活力のある多様性を持った交流都市の実現

- 中心市街地活性化事業の推進
- 近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺の整備促進、検討
- 主要幹線、地域間道路の整備
- 〔河芸町島崎町線、上浜元町線、高茶屋東出線、北神山戸島線、榎木原上原線、内多清水ヶ丘線、新開地14号線、井生波瀬線、五斗代線、逢坂線〕
- 中部国際空港海上アクセス港周辺整備
- 電子自治体の構築と情報システムの導入・活用
- 鉄道、バス路線の利便性の確保
- 産業振興拠点などへの企業、研究機関の誘致
- 農林水産業生産基盤の整備・経営基盤の強化促進
- 農林水産業の担い手育成事業の推進
- 地域特産物のブランド化
- 地産地消の推進
- 市民観光農園の整備
- 漁港の整備促進
- 地域企業、起業家に対する事業活動支援と新事業などの創出促進
- 産学官連携の推進
- 商工会議所、商工会、TMO[※]などの商業環境整備の促進
- 観光レクリエーション施設の整備とネットワークづくり
- 観光イベントの開催

◆安全で安心して暮らせる都市の実現

- 1・2級河川改修の促進、準用河川改修の推進
- 海岸堤防の整備促進
- 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進
- 庁舎の耐震診断、整備
- 防災無線システムの整備
- 消防庁舎の整備
- 消防車両、救急車両、消防資機材の整備
- 消防緊急通信指令システムの整備
- 消防水利の整備
- 医療機関と連携した高度救急体制の整備
- 自主防災組織の育成
- 消防団活性化の推進
- 交通安全施設、防犯施設の整備
- 消費生活情報提供
- 保健施設の整備
- 健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進
- 休日・夜間の救急医療体制の充実
- 高齢者健康づくり、生きがい事業の推進
- シルバー人材センターの充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 高齢者、障害者など福祉施設の整備促進
- 保育施設の整備促進
- ユニバーサルデザインの啓発活動の推進
- 公共施設などのバリアフリー化の推進

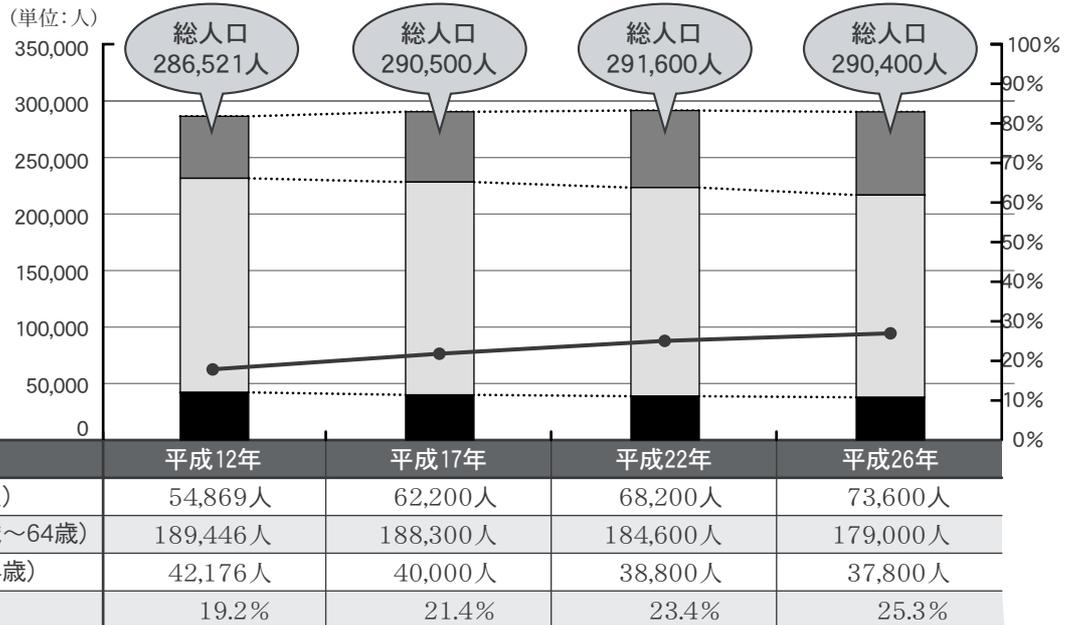
※TMO(タウンマネジメント機関)…中心市街地の商業集積を一体として捉え、中心市街地の活性化や維持のための活動を総合的に推進し、管理する機関のこと。

将来の人口の見通し

出生率の低下などを背景にわが国の人口は減少傾向になることが予想されますが、新市では新市まちづく

り計画の着実な推進によって、平成26年の総人口を29万400人と設定します。

平成26年までの人口推計



※平成12年国勢調査人口をベースに、将来人口を設定しました。

財政計画

財政計画は、平成17年度から平成26年度までの新市の10年間の財政運営の指針として、歳入、歳出の費目ごとに、現況および過去の実績など

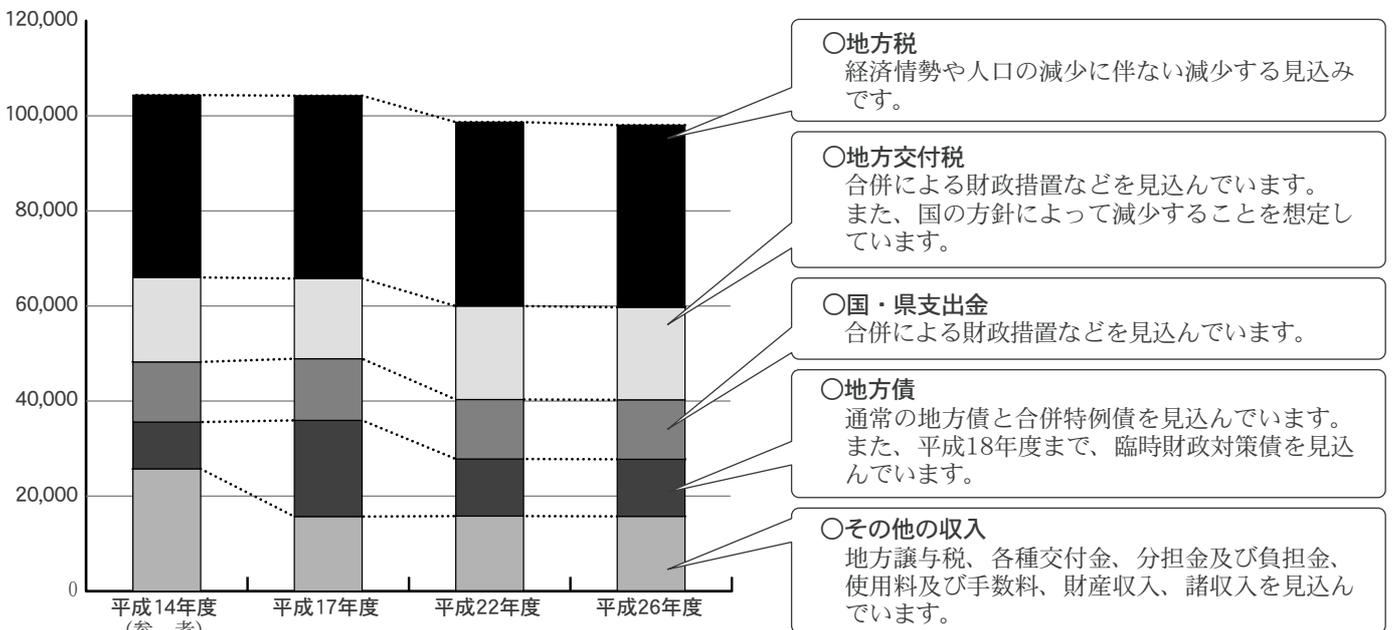
を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果や合併特例債などの国、県の財政支援措置などを反映し、普通会計ベースで作成しています。

(単位：百万円)

歳入の見通し

区分	平成14年度(参考)	平成17年度	平成22年度	平成26年度
地方税	38,355	38,467	38,704	38,321
地方交付税	17,788	16,872	19,654	19,469
国・県支出金	12,648	12,971	12,511	12,511
地方債	9,842	20,234	12,019	12,007
その他の収入	25,736	15,676	15,694	15,657
歳入合計	104,369	104,220	98,582	97,965

(単位：百万円)



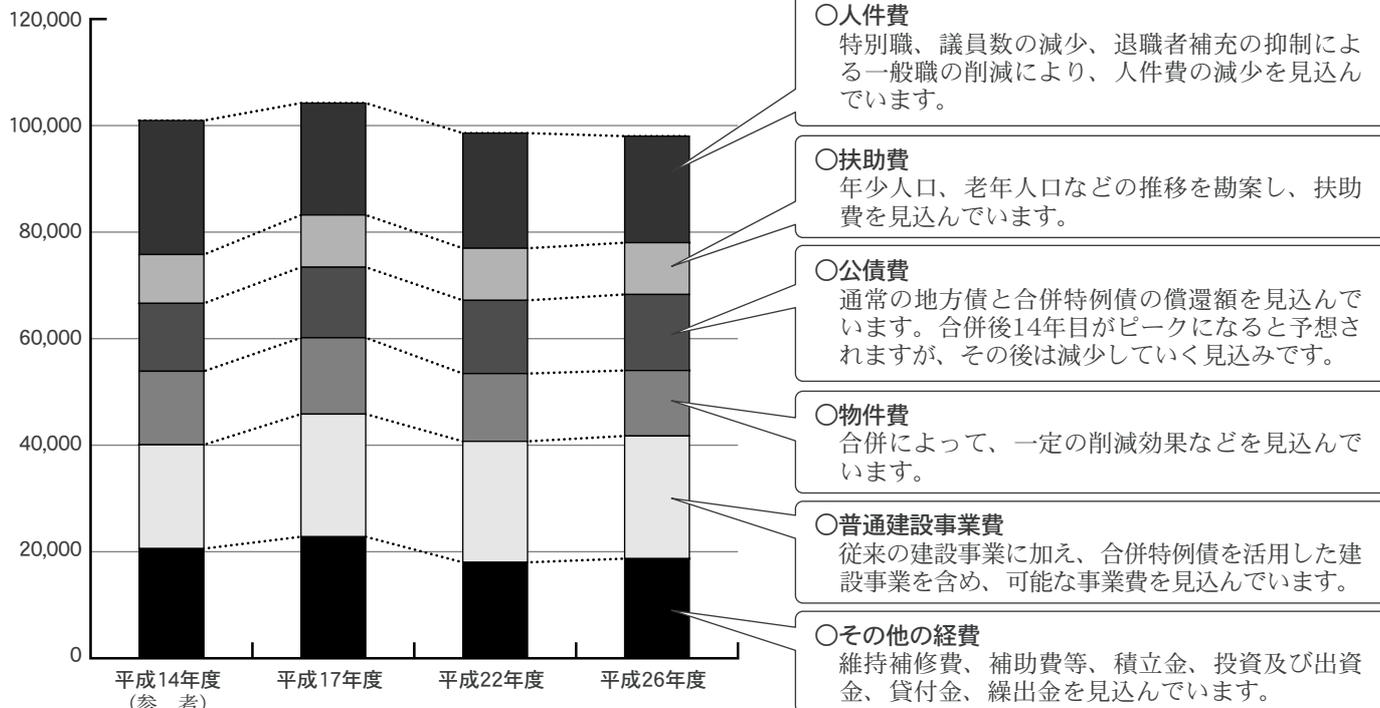
※平成19年度以降の地方交付税は、現在の臨時財政対策債相当額を加えて算定しています。

(単位：百万円)

歳出の見通し

区分	平成14年度(参考)	平成17年度	平成22年度	平成26年度
人件費	25,156	21,010	21,614	20,004
扶助費	9,160	9,797	9,778	9,715
公債費	12,745	13,247	13,743	14,273
物件費	13,805	14,329	12,724	12,244
普通建設事業費	19,491	23,026	22,715	23,024
その他の経費	20,586	22,811	18,008	18,705
歳出合計	100,943	104,220	98,582	97,965

(単位：百万円)



新しいまちづくりのために

公共的施設の統合整備と適正配置

◇公共的施設の統合整備については、効率的な整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に不便を及ぼさないように配慮しながら、地域の特性やバランス、財政事情などを考慮していきます。

◇新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性を十分に議論するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

◇現在の市役所や町村役場については、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う施設として存続・活用するとともに、情報通信ネットワークの整備・強化などにより機能の充実を図ります。

また、現在の市町村の支所、出張所も新市で出張所として存続します。



まちづくり推進のための方策

■市民参画の推進

◇広報広聴活動の充実や情報公開の推進により、情報の共有化に努めるとともに、市民からの政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努めるなど、さまざまな段階における多様な形での市民

参画を推進します。

さらに、このようなまちづくりを進める方策として、自治基本条例の制定を検討します。

また、それぞれの地域の市民の意見を反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに地域審議会を設置します。

■行財政改革の推進

◇行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、簡素な組織づくりを進めます。

さらに、財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重視した計画的な財政運営に努めます。

また、情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、行政評価システムの構築を進めるほか、職員の資質向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。



お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・合併の目的、意義を考えれば、合併の期日は平成17年4月1日にすべきだ。
- ・合併の期日延長論には絶対反対だ。早く合併を進めて新市の課題に取り組んでほしい。
- ・合併の期日を遅らせることなく、目標に向けて前向きに取り組んでほしい。
- ・新市の職員の数は適正化し、人件費の削減に努めてほしい。民間委託をさらに進めるべきだ。
- ・歴史的遺産や文化財など、地域の重要性などを若い世代に伝えるため、合併後はさらに施設の新設や充実を図ってほしい。
- ・新市では他市の人が訪れたいようなイベントの開催を含め、街の活性化をさらに検討してほしい。
- ・たくさんの協議事項が確認されているが、住民に分かりやすいように、具体的に知らせるように心掛けてほしい。

- ・合併後の職員配置については、支所が少人数になるのではないかと大変不安です。特に福祉、保健関係については、それぞれの支所に十分な職員配置をしてほしい。
- ・高い行政サービスを受けたいのであれば、負担も多く必要であるということをお忘れはいけません。新市が出来て良かったと思える合併が行えることを期待します。
- ・新市では市域が拡大するので、道路網の整備など交通アクセスの充実に配慮が必要だ。
- ・人件費の削減、二重投資や事業効果の検証など、合理化対策による合併後のビジョンをさらに明確に示すべきだ。

*紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

＜平成16年7月1日から8月末日到着分まで(件)＞

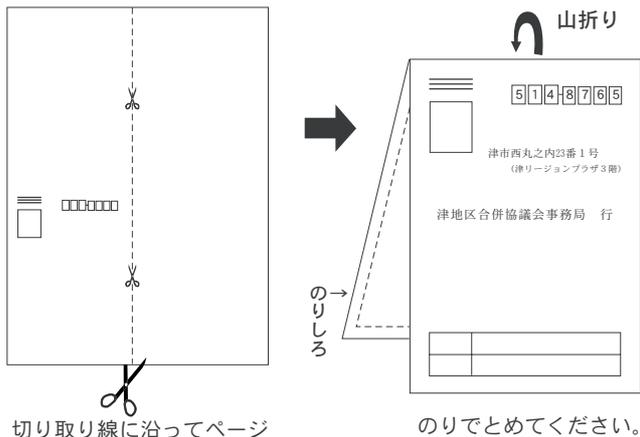
市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	54	45	9	-	-	3	4	10	20	13	1	3
久居市	29	19	7	3	-	1	3	5	5	7	-	8
河芸町	18	13	3	2	-	2	5	5	2	1	-	3
芸濃町	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
美里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安濃町	4	1	2	1	-	1	-	1	1	-	-	1
香良洲町	3	2	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-
一志町	10	6	3	1	-	1	1	-	3	1	-	4
白山町	10	8	1	1	-	1	2	2	-	3	1	1
美杉村	11	4	5	2	-	1	1	3	3	1	-	2
不明	8	1	-	7	-	-	-	-	-	1	-	7
合計	149	101	31	17	0	10	16	28	35	28	2	30
平成15年4月分からの合計	1168	711	341	116	14	108	144	194	285	220	25	178

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)

料金受取人払



差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効

●切手不要

5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号

(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 8月2日 第29回津地区合併協議会を開催
- 31日 第30回津地区合併協議会を開催
- 9月30日 第31回津地区合併協議会を開催
- 10月1日 合併協議会だより第18号を発行

協議会の開催予定

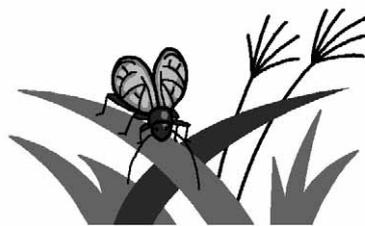
10月の協議会の開催日は現在のところ未定です。決まり次第、合併協議会のホームページでお知らせします。

構成市町村の人口

291,663人

津市	165,312人	安濃町	11,477人
久居市	42,030人	香良洲町	5,512人
河芸町	18,374人	一志町	15,270人
芸濃町	8,725人	白山町	13,659人
美里村	4,294人	美杉村	7,010人

平成16年7月31日現在の人口(外国人を含む)。
ただし、津市、河芸町、香良洲町は、平成16年8月1日現在。



編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450 / FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>